

1/2, 500程度以上（1/5, 000程度以上）の縮尺図面がある場合

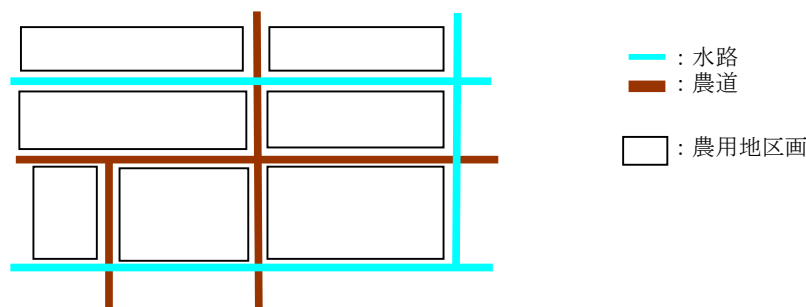
1 準備する資料

- ・1/2, 500程度以上の縮尺図面（都市計画図等）
- ・1/5, 000程度以上の縮尺図面（森林基本図等）
- ・農業振興地域等の分布図

2 測定方法

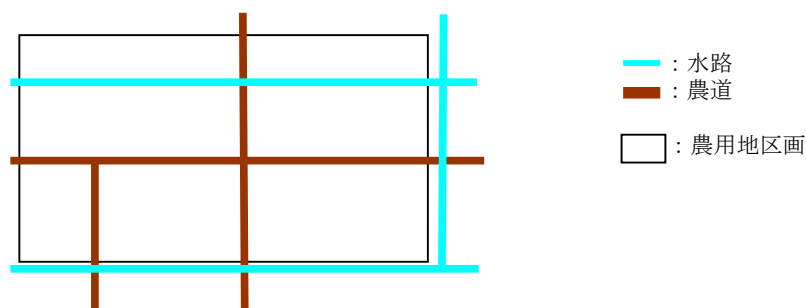
1) 地積図等はないが、1/2, 500程度以上（1/5, 000程度以上）の縮尺図面がある場合には、当該図面等の図測によって測定する。図面を使って一団の農用地の輪郭、水路・農道等の施設を表示する。筆ごとに求積する必要はないため、次の手法で行う。

① 水路・農道が含まれない圃区単位で求積する方法。



別紙 図測①参照

② 求積するブロックの中に水路・農道等が含まれていても、求積するブロック全体の面積から水路・農道等の面積を差し引いて算定する



別紙 図測②参照

※非常に判断しにくいこともあるので、現地確認のうえ農用地区画を表示すること。

2) ここで、市町村が作成している農業振興地域や農業振興地域白地地域、農用地区域や農用地除外地の表示されている図面を参考にして、農振農用地とそれ以外の農用地を区分して表示する。

3) 1つのブロック内に主たる地目以外の地目の筆がある場合は、その筆を現地確認にたうえ図面に表示する。

4) 対象農用地及び協定農用地の面積はプラニメータにより求積する。

プラニメータで3回計測し、その平均値を測定値とする。

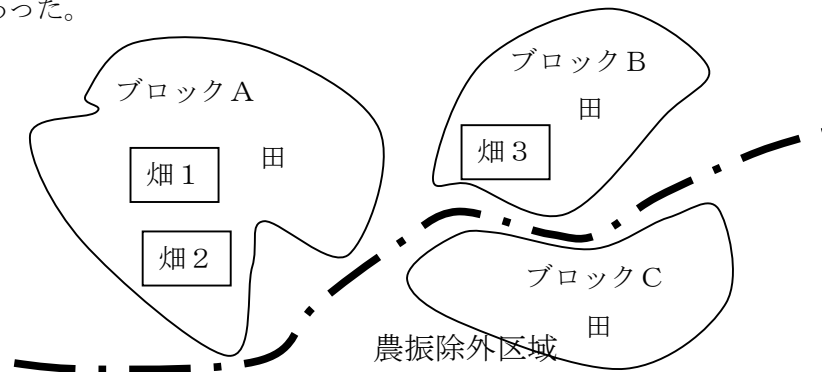
(㎡単位で、小数点第1位を切り捨てし正数止め)

1つのブロック内に主たる地目以外の地目の筆がある場合は、その面積も同様に計測して地目ごととの面積が分かるようにする。

この場合、求積した計算書等を作成して算定根拠を明確にし残しておく。

■ 2)、3)、4) の例

農用地ブロックをブロックA、ブロックB、ブロックCとして囲んだが、ブロックCは農振除外区域である。ブロック内の主たる地目は「田」であるが、現地確認したところ「畑」が3筆あった。



参考: 計算表(例)

区分	ブロック	地目	計測面積 (㎡)				備考
			1回目	2回目	3回目	平均	
●●集落	ブロックA		85,218	85,220	85,201	85,212	①
	1	畑	255	276	286	272	
	2	畑	563	560	568	564	
	畑計					836	②
	田計					84,376	①-②
	ブロックB		68,258	68,301	68,269	68,275	③
	3	畑	369	372	373	371	
	畑計					371	④
	田計					67,904	③-④
	農振農用地計					153,487	①+③
	ブロックC			36,857	36,855	36,861	36,858
その他計					36,858		
○○集落							
農振農用地	田				152,280	対象農用地面積	
	畑				1,207		
計					153,487		
その他	田				36,858	協定農用地面積	
	畑				0		
計					36,858		
合計	田				189,138	協定農用地面積	
	畑				1,207		
計					190,345		

※1/2, 500程度以上の縮尺図面がなく1/5, 000程度の縮尺図面等がある場合には1)~4)により測定した面積に0.95(測定誤差補正)を乗じて算出する。

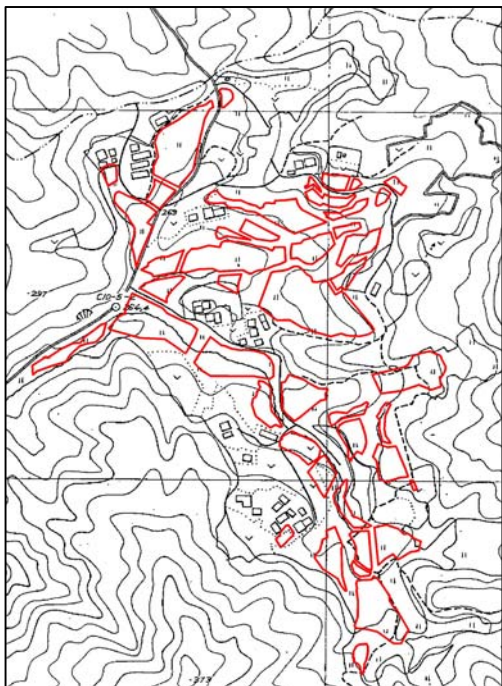
別紙 図測①

①水路・農道が含まれない圃区単位で求積する方法。

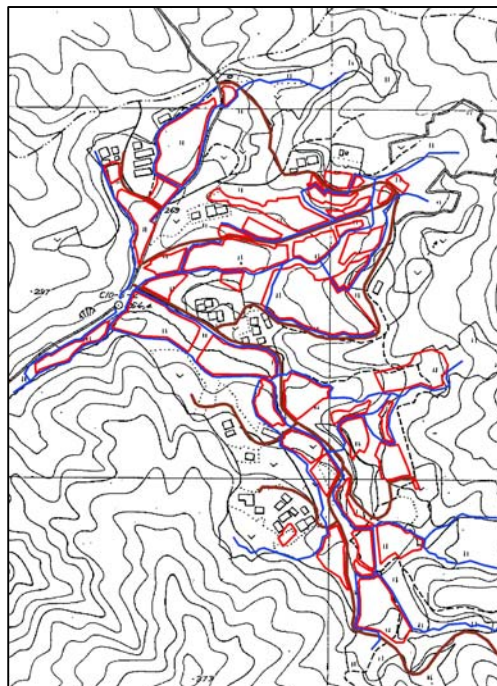
1/5,000の森林基本図を使用して農用地区画を囲む例。

森林基本図では農用地区画、水路・農道が確認しにくいので、現地での確認が必要となります。

農用地区画を囲む。
各ブロックの面積を求積する。



水路・農道を表示した場合

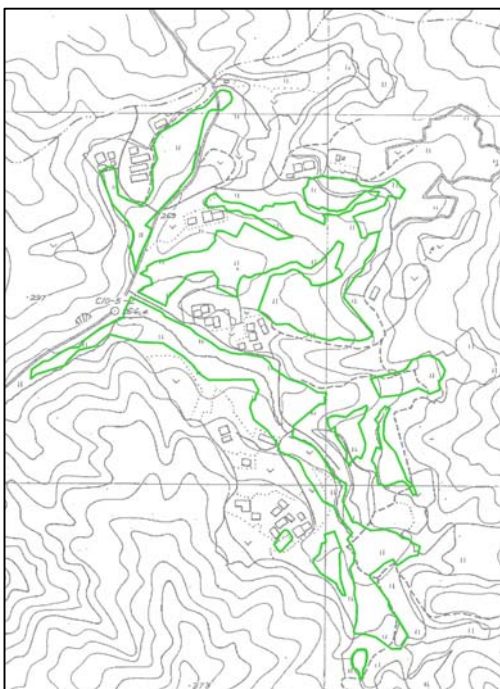


— : 水路
— : 農道
□ : 農用地

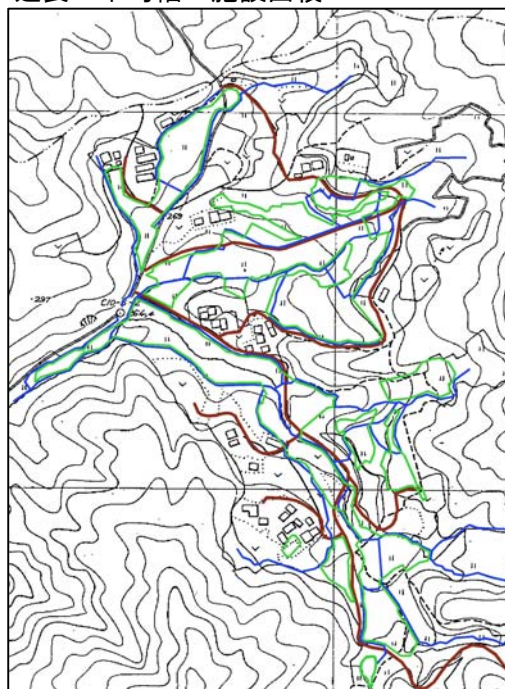
別紙 図測②

②求積するブロックの中に水路・農道等が含まれていても、求積するブロック全体の面積から水路・農道等の面積を差し引いて算定する。

水路・道路を含んだブロックを囲む。
各ブロックの面積を求積する。



水路・道路を表示して延長を計測する。
各施設ごとに、平均幅を計測する。
延長×平均幅＝施設面積



— : 水路
— : 農道
□ : 農用地

航空写真、デジタルオルソーによる場合

島根県の中山間直接支払制度で使用されるデジタルオルソーは、ほぼ1/2,500に相当することから、このデジタルオルソーを使用した求積も可能。

また、同様に1/2,500程度以上に相当する航空写真がある場合には、航空写真を使用した求積も可能。

1 測定方法

測定方法は、「②-2)1/2,500程度以上(1/5,000程度以上)の縮尺図面がある場合」と同様の方法で、図面ではなく写真を使用する。

※非常に判断しにくいこともあるので、現地確認のうえ農用地区画を表示すること。

航空写真、デジタルオルソーによる例

●水路・農道が含まれない圃区単位で求積する方法。

写真またはGISを使用して求積する。

航空写真を使用する場合、図測による方法と同様にプランメータでの求積となる。

GISから求積する場合においても、算定書を根拠として作成する。

農用地区画、水路・農道は、必ず現地での確認が必要となります。

農用地区画を囲む。
各ブロックの面積を求積する。

水路・農道を表示した場合。

